

平成22年度 J A 共済総研 セミナーの挨拶から

(社)農協共済総合研究所
理事長

いま お かず み
今 尾 和 實

私どもの研究所は、平成3年に設立され、満20年が経過しました。自賠責共済の医療費適正化のための研修・研究と、農山漁村の高齢化などの社会問題、農業・農協の課題、金融経済に関する調査・研究など、これまでの取り組みを踏まえるとともに、時代環境に即した研究所のあり方を追求してまいりますので、今後ともいっそうのご指導、ご支援をお願いいたします。本日のセミナーも今日的な時代に即してテーマ設定をしたつもりですので、よろしく願います。

さて、政権が交代したからと言って、重大な国益にかかわる外交や経済交渉について、過去の取り組みの継続性がないことでいいの

かと、最近特に考えさせられるところでございます。

まず、政府のTPPの協議開始です。昨年11月の日比谷の集会で、全中の富士専務が情勢報告で述べられた通り、TPPへの参加は我が国が過去10年来、貿易自由化への対応としてWTO農業交渉で主張してきた、世界における多様な農業の共存に向けた努力を一朝の元に無に帰すことに他なりません。これまでの我が国は、WTOと2国間のFTAあるいはEPAに取り組んできたわけですが、なぜ一足飛びにTPPなのかの説明がないまま、そしてマスコミも多くのエコノミスト、評論家も、開国一辺倒です。

昨日の首相の施政方針演説でも、冒頭で「平成の開国」と言っております。このことについては昨年、『中国新聞』に内橋克人さんが「TPP開国論を問う」と題して、見事に筆をそろえた東京発のマスコミの異様な論調を批判されております。明治の開国が欧米列強への隷属的な不平等条約で国益をたいへん損なった。そして治外法権の撤廃や関税の自主権を勝ち取るのに、その後70年もかかったとのこと。歴史を知る者ならば、平成の開国などと声高に叫ばないものだとされて

おります。今日（1月25日）の『日本農業新聞』によれば、寺島実郎さんが同じ趣旨のことを申されているようです。

そういった素晴らしい指摘もあるわけですが、東京のマスコミはこの指摘を無視し、特に某大手新聞は、2回も「農業開国」という表題の特集記事を組みました。この新聞の2回目のもは、去る1月12日から第1面の大見出しの冒頭で特集を組んでおりましたので、皆さんご記憶に新しいと思います。「農協改革を迫る」という趣旨のキャンペーンでした。

菅総理が主宰する食と農林漁業の再生推進本部会議の開催日である11月30日に合わせて、第1回のキャンペーン記事が組まれました。今回は先週の1月21日に第2回の再生推進本部会議があったわけですが、この会議や行政刷新会議に影響力を与えたいということだったと思います。

日本のTPP参加問題が今後どのように進むのか予断を許しません、貿易自由化が進展していく中で、私たちは日本農業の将来展望について、自らの考えを持って臨みたいと思います。本日（1月25日）は皆さんおなじみの東京大学大学院の鈴木教授に講演をお願い

して、私たち自身が確信と展望を持って、日本の農業や農協運動に取り組んでいく大きな活力をつけたいと願うものであります。

鈴木先生は食料・農業・農村基本計画の企画部会長として、政権交代前後を通じて基本計画の策定にご尽力されました。また雑誌や新聞等で、さらには私たちの小グループの勉強会などで、日本農業や農政のあり方を良識と識見を踏まえて的確に発信されている先生ですので、タイムリーな企画であると自負しております。

さて、次に制度共済との関連についてです。TPPは識者の話では、参加予定9カ国に日本が加わるとすると、日米の貿易量が90%を占めるということなので、実質これは日米FTAであるという見解があります。果たして日米FTAが我が国にどのような利益があるかわかりませんが、もし実質日米FTAだとすれば、在日米国商工会議所（ACCJ）の要望が、2国間協議の中でアメリカから提起されることもあり得るといふ心配事があります。

郵政民営化がまず挙げられます。郵政民営化を逆走させている今の政権が、これにどう対処しようとしているのか、TPPとどういう脈絡があるのか、さっぱり理解不能ですが、

共済に関して、これも皆さんご存じかと思いますが、ACCJの保険委員会の要望が毎年出されております。

すでに私の考えは『共済総合研究』の60号の提言で述べさせていただいておりますが、ACCJの論旨は、「共済は優遇され、不公平、不公正なルールで事業を行っている。共済と金融庁規制下にある保険との間に規制面で平等な競争環境を確立すること」といたしまして、主に以下の4点を提起しているわけです。

第1点が、経営破綻時の契約者保護のためにセーフティネットへ資金を拠出すること。2点目に、準備金積立規制や市場行動ルールなど保険会社に適用されるものと同じ規制ルールが適用されること。第3点は、保険監督者国際機構（IAIS）の保険監督基本原則にのっとった金融庁の監督下に置かれること。第4点目が、競合者と同じ水準の税金を負担することの以上4点かと思います。

このうち特に同一規制ルールの適用につきましては、皆さんご案内の通り、平成17年の農協法改正やその後の生協法改正、平成22年施行の保険法の制度共済への直接適用で解決されているというのが、共済団体ならびに行政庁の立場であると思います。また、IAISの

監督原則にのっとった行政指針も、それぞれの協同組合の官庁が基本的に踏まえてやっていると思います。

したがって残る論点はセーフティネットと税制について、共済がどう対処するのかという課題です。このうちセーフティネットについては、協同組合は自ら組合員が出資して契約者となるということですので、組合員は出資者としての自己責任を負うという考え方もあるのではないかと思います。

また税制優遇については、協同組合としての非営利性や員外利用制限との関連で考えるべきだと思います。つまり事業の制約がある中での優遇措置であることを主張できるのではないかと。

なお、とりわけ監督官庁の一元化の問題については、日本の協同組合が長い歴史経過を経て今日まで来ていることを踏まえ、また、協同組合が相互扶助の取り組みを展開している中で、日本の社会構造の安定、あるいは安全装置になっているという評価ができれば、日本における生協、農協、漁協の存在とその活動はたいへん重要で、これらの歴史と実態を熟知した監督行政が必要不可欠であると思います。

したがって金融行政一元化については、あくまで法制度の整合性を取るということで、監督官庁がどこかは別問題として、内政干渉であると突っぱねてもらいたいものです。いずれにしても食料・農業問題のように国民的課題とはなりにくい話です。政府間交渉の比重が非常に大きい領域であると思いますので、それぞれの共済団体が行政庁とコンタクトを取って進めてもらいたいものであります。また、来年の国際協同組合年に向けた我が国固有の取り組みが非常に大切であると思います。

今年初めて、保険のある有力専門紙がACCJの意見書全文を掲載されました。私の記憶では初めてだと思います。平成17年の改正農協法、その後の生協法改正の内容は、金融庁も日本の保険会社も周知の事実であると思います。

また、昨年度から施行された保険法の共済への直接適用も、各協同組合所管官省、法務省、金融庁の了解の下でなされたものです。農協法、生協法が保険業法と整合性を取ったということです。共済には契約者保護に関する競争条件の同一化という制度変革がなされたわけです。したがってこれらはその制度改

正前とは状況が変わったということで、このことも含めてぜひマスコミ、専門紙の方々にはご理解を賜りたいと思います。

最後に本日の鈴木教授の講演は、日本の農業・食料と貿易自由化のお話ですが、共済団体の方々は頭の片隅に、共済制度についてもどのような影響があるのか、そしてどう対処すればよいのか考えていただけたらと思います。